

厚生労働省発医薬0213 第43号
令和6年2月13日

薬事・食品衛生審議会
会長 奥田 晴宏 殿

厚生労働大臣 武見 敬三
(公 印 省 略)

諮 問 書

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）第4条第3項の規定に基づき、下記1及び2に記載の、同条第1項の規定により定められた基準の一部改正について、貴会の意見を求めます。

記

1. トリス(2, 3-ジブロムプロピル)ホスフェイトの基準を「試料1 gあたり8 μ g以下であること。」に改正する。
2. ビス(2, 3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物の基準を「試料1 gあたり10 μ g以下であること。」に改正する。